

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人ふじみ児童家族カウンセラー研究所

（変更後） 特定非営利活動法人志木認知行動カウンセリング室

三 代表者の氏名

熊谷 ほの

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市水谷東三丁目二十四番十六号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、子供、その家族に対し、心理的援助、地域コミュニティ援助を行い、メンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、子供から高齢者、その家族に対し、心理的援助、地域コミュニティ援助を行い、メンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。